

鹿 児 島 県 公 報

平成29年10月 3 日 (火) 第3354号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日 (毎週火, 金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

選 挙 管 理 委 員 会 規 則

○最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程の一部を改正する規則 (※)

(選挙管理委員会取扱い) 1

選 挙 管 理 委 員 会 規 則

最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月 3 日

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 鎌 田 六 郎

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 規 則 第 3 号

最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程の一部を改正する規則

最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程 (昭和35年鹿児島県選挙管理委員会規則第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「別記様式」を「別記第 1 号様式」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 最高裁判所裁判官国民審査法 (昭和22年法律第136号) 第14条の 2 第 3 項の規定による投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者の中に審査を行わないこととなつた者がある旨の掲示は別記第 2 号様式により、同条第 4 項の規定によるその氏名に変更が生じた旨の掲示は別記第 3 号様式により行わなければならない。

「昭 和

年 年

別記様式中「別記様式」を「別記様式 (第 2 条関係)」に、 月 を 月 に改め、同様式

日 日

任 任

命」 命」

を別記第 1 号様式とし、同様式の次に次の 2 様式を加える。

第 2 号様式（第 2 条関係）

備考
 掲示は、審査人の見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の掲示と間違ふことのないように行うこと。

何 選挙管理委員会	年 月 日	欄には何も書かないでください。 一項）に規定する場合に該当し、審査に付されないこととなつたため、○のうえの×を書く された○がは、最高裁判官国民審査法第五条第三項（第五条の三第 最高裁判官国民審査において、投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷	注 意
--------------	---	---	-----

第3号様式（第2条関係）

備考
 行 行 行
 う う う
 こ こ こ
 と と と

最 高 裁 判 所 裁 判 官 国 民 審 査
 日 その 氏 名 に 変 更 が 生 じ ま し た 。 投 票 用 紙 に は 、 変 更 前 の 氏 名 で あ る × × × と し て 印 刷 さ
 れ て い ま す 。

注 意

年 月 日

何 選 挙 管 理 委 員 会

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。